

戦没者～第10回特別弔慰金が支給されます～のご遺族のみなさまへ

戦没者のご遺族に対し、第10回特別弔慰金として額面「25万円」、5年償還の記名国債が支給されます。

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため國に殉じた軍人、軍属および準軍属の方々に対し、國として弔慰の意を表すためにご遺族の方へ支給されるものです。

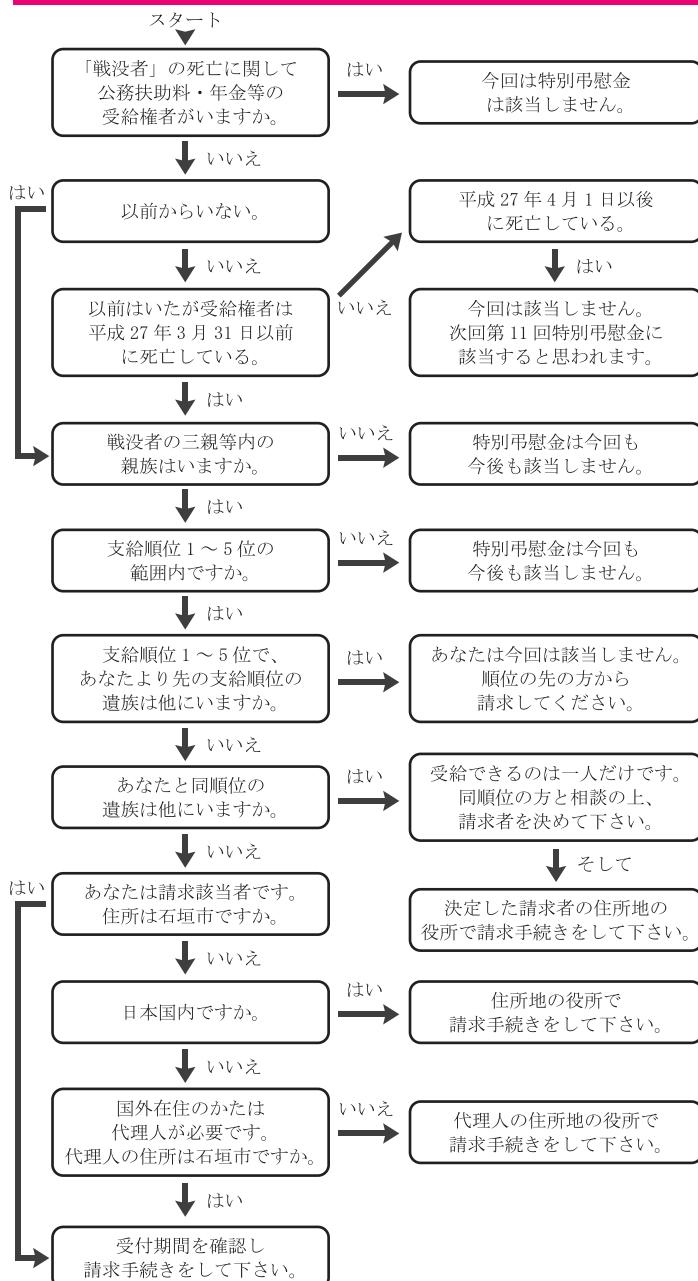
支給対象者は、下記により請求手続きを行って下さい。

■ 支給対象者

戦没者のご遺族の方で一定の要件に該当する方お一人に支給されます。(基準日平成27年4月1日)

- 戦没者(元の軍人・軍属及び準軍属(戦闘参加者等)で、遺族に弔慰金が支給されている・または弔慰金を支給したとみなされている方)の死亡に関し、公務扶助料・援護年金等の受給権者がいないこと。
- 三親等内の親族で、支給順位の最も先の順位者であること。
- 日本国籍であること。

■ 第10回特別弔慰金の請求ができるのは?



※請求該当者が平成27年4月1日以降に死亡した場合、遺族が相続で請求できますので、相続人の住所地の役所で請求手続きをして下さい。

■ 支給順位

- 1位 弔慰金の受給権者
- 2位 戦没者の子
- 3位 戦没者と死亡当時生計関係があり、戦没者と氏が同じである
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4位 3位以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5位 上記1位～4位以外のご遺族で、戦没者の死亡当時まで引き続き1年以上 生計関係を有していた三親等内の親族(甥、姪等)

■ 請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

- 前回の特別弔慰金を石垣市で受給し、現在も石垣市にお住まいの方には受付の案内通知を送付しますので、提出書類等をご確認ください。
 - 次の方は今回の請求には該当しません。
 - ★前回相続で受給した方
 - ★平成27年3月31日以前に死亡した方
- ※受付には請求内容により時間を要します。
また、混雑が予想されますので時間に余裕をもってお越しください。

請求時の提出書類等(平成27年4月1日以降の認証のもの)

請求者状況		書類等(下記)
1	前回からの継続請求(前回相続で受給した方は含みません)	イ、オ、カ
2	今回が初めての請求、又はこれまで該当していたが、前回未請求で今回請求する場合	ア、イ、ウ、エ、オ
書類		
ア		戦没者と請求者の続柄を証する戸籍謄本(戦没者の死亡事項登載のもの)
イ		請求者の戸籍抄本
ウ		請求者より先順位者がいないこと(死亡・国籍喪失等)を証する戸籍抄本
エ		年金等の受給者がいないこと(死亡・再婚・離縁等)を証する戸籍抄本
オ		同順位者がいるときはその同意書
カ		状況によりその他の書類

※請求者が外国在住の場合、2請求権利者が平成27年4月1日以後死亡したため、相続人から請求する場合の提出書類等についてはお問い合わせください。

平成28年1月以降の特別弔慰金請求手続きについて
個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

<お問い合わせ>
石垣市役所 市民保健部 市民生活課 ☎82-1253

<関連情報>
厚生労働省社会・援護局ホームページ
「戦傷病者及び戦没者遺族への援護」